平成２２年（フ）第４９４号
岐阜県関市武芸川町高野９番地
債務者　井藤　玲子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４９６号
岐阜市宇佐４丁目３番３―102号ハイツ宇佐３号棟
債務者　梶原　裕子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５０３号
岐阜市大洞桜台１丁目１番地市営住宅大洞緑団地５号棟522号室
債務者　山水製陶所こと　水野　一夫
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５０７号
岐阜市鏡島西１丁目３番18号フレグランス長瀬Ｃ―202号室
債務者　所　　美保
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１２８８号
名古屋市中川区下之一色町字宮分11番地
コーポ西川202号
債務者　吉野　直美
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１０８号
名古屋市瑞穂区東栄町３丁目25番地の２　瑞成館602号
債務者　村瀬　仁之
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２５８号
名古屋市中川区荒子町字宮窓109番地の１
レオパレス高畑第８―103号
債務者　田中奈緒美
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４４号
三重県鈴鹿市算所２丁目９番25号　メゾン近藤301号、前住所三重県鈴鹿市三日市南３丁目９番13号
債務者　岩永　信恵
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９５号
三重県松阪市曽原町1257番地４
債務者　河合　　司
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９６号
三重県松阪市曽原町1257番地４、前住所愛知県名古屋市港区正徳町２丁目61番地の１
債務者　河合　福恵
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１５８号
三重県津市片田新町40番地５
債務者　藤本　一明
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１７０号
三重県鈴鹿市三日市２丁目８番10号
債務者　出口　祐也
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１８１号
三重県津市白山町川口6856番地
債務者　橋本　孝巳
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１８５号
三重県津市美里町北長野522番地１
債務者　西田　正子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１８６号
三重県津市美里町北長野752番地１　美里第１住宅Ａ棟Ａ―４号室
債務者　西田　千春
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１９３号
三重県亀山市羽若町824番地25
債務者　山川　愛子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１９６号
三重県鈴鹿市十宮３丁目17番１号
債務者　鶴園かおり
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１９７号
三重県津市片田新町77番地５
債務者　青山百合子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
津地方裁判所破産係